

令和 6 年度第 9 回天竜区協議会地域課題

質問(意見)項目	ア 夢のかけ橋の塗装計画について
質問(意見)内容	1 現時点で塗装の再施工を行う計画はあるか。 2 計画がない場合、その理由と今後の方針について具体的に示してほしい。
担当課 (回答)	土木部天竜土木整備事務所 (連絡先 926-2270)
回答	1 と 2 のご質問 (ご意見) については、関連がございますので一括して回答いたします。 本市では、管理する 5,779 橋の全てについて、法令に基づく定期点検を 5 年に一度実施し、錆びによる著しい劣化やコンクリートのひび割れ等の状況を確認し、早期に対策が必要なものから優先的に修繕を行っているところです。 「夢のかけ橋」につきましては、平成 30 年度と令和 5 年度の 2 回、定期点検を実施しており、いずれの点検においても、塗装の色が剥がれているものの、橋の構造には問題がなく、健全な状態であることを確認しております。 このため、現時点で「夢のかけ橋」の塗装塗替えを含む修繕の予定は無く、今後も 5 年に一度の定期点検や道路パトロール等を着実に実施し、橋梁の状態について注視していく計画としています。

令和 6 年度第 9 回天竜区協議会地域課題

質問(意見)項目	イ マイナ保険証及びマイナンバーカードについて
質問(意見)内容	1 現行保険証の有効期限について 2 マイナンバーとマイナンバーカードの違いについて 3 マイナンバーカードを持っており、保険証の利用登録もしてある人（資格情報のお知らせ）について 4 マイナンバーカードを持っていない人、またはマイナンバーカードを持っているが、保険証の利用登録をしていない人（資格確認書）について 5 マイナ保険証の利用登録解除について 6 マイナンバーカード電子証明書とカード自体の有効期限について
担当課（回答）	天竜福祉事業所長寿保険課（連絡先 922-0065） 区民生活課（連絡先 922-0019）
回答	【質問 1：回答】 ・本年 12 月 2 日以降、現行保険証の新規発行が終了した。 ・現在お持ちの浜松市国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証は、記載内容に変更がない限り、有効期限（令和 7 年 7 月 31 日）まで使用可能である。 【質問 2：回答】 ・マイナンバーとは、住民票を有する日本国内の全住民に付番される 12 桁の個人番号のことである。 ・マイナンバーカード（以下：マイナカード）とは、顔写真付きのプラスチック製 IC カードで、表面には顔写真、氏名、住所、生年月日、性別、裏面にマイナンバーが記載されている。なお、12 月 2 日から 1 歳未満は顔写真なしのカードを発行している。 【質問 3：回答】 ※見本は別途配付 ・「資格情報のお知らせ」は、マイナカードをお持ちで保険証の利用登録が済んでいる方（マイナ保険証保有者）に交付されるもので、マイナカードには、受診時の負担割合等の資格情報が記載されていないことから、これらをご自身が簡易に把握できるよう、お知らせとして交付するものである。 ・本年 12 月 2 日以降、新たに国民健康保険へ加入した場合や保険証の記載内容に変更が生じた場合、マイナ保険証保有者の方には「資格情報のお知らせ」を交付する。 また、令和 7 年 8 月の保険証一斉更新時には、マイナ保険証

令和 6 年度第 9 回天竜区協議会地域課題

回答	保有者宛てに「資格情報のお知らせ」が送付される。 ・70 歳未満の方は、「資格情報のお知らせ」に有効期限がないため、記載内容に変更がない限り、一度交付した後は原則として新たな交付は行わない。 ・70 歳以上の方には、記載内容に変更がなくても「資格情報のお知らせ」に記載されている有効期限が切れる前に、新しい「資格情報のお知らせ」が送付される。 ・「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証と一緒に持っている、医療機関のシステムエラー等のトラブルでマイナ保険証が利用できない場合等、不測の事態に対応が可能である。ただし、「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関を受診することはできない。 ・紛失した場合は、必要に応じて区役所窓口等で申請し、書類が整っていれば、その場で再発行が可能となる。 【質問 4：回答】 ※見本は別途配付 ・「資格確認書」は、保険証の代わりとなるもので、医療機関を受診する際に必要な保険診療を受けられるように資格の確認ができるものである。 ・「資格確認書」の交付対象者は、マイナカードをお持ちでない方、またはマイナカードを持っても保険証の利用登録をされていない方などで、有効期限は国民健康保険、後期高齢者医療ともに現行の保険証同様、一年である。 ・「資格確認書」は、マイナ保険証の利用登録をしない限り、毎年自動更新となる見込みである。 ・本年 12 月 2 日以降、新たに国民健康保険へ加入した場合や保険証の記載内容に変更が生じた場合、交付対象者に「資格確認書」を交付する。引っ越し等で住所を変更した場合もこれに該当する。 ・現行保険証は、記載内容に変更がなければ有効期限まで使用可能。令和 7 年 8 月以降は、保険証一斉更新時に送付される「資格確認書」を持参のうえ、医療機関を受診いただく。 ・紛失した場合は、区役所窓口等で申請し、書類が整っていれば、その場で再発行が可能となる。 【質問 5：回答】 ・マイナ保険証の利用登録解除の受付は 11 月 20 日から開始されており、登録解除を希望される場合は、必要書類を揃え、区役所等の窓口、またはオンラインにより申請いただく。
-----------	---

令和6年度第9回天竜区協議会地域課題

回答

- ・利用登録の解除申請をしても、有効な保険証（現行保険証）があれば「資格確認書」は交付されないため、有効期限までは当該保険証を使用する。
- ・令和7年8月以降、区役所等の窓口で解除申請した場合は、その場で「資格確認書」が交付される。
- ・登録解除後、再度マイナ保険証として利用登録したい場合は、マイナポータル（※）や医療機関、薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーのほか、セブン銀行ATMでも登録が可能である。

（※）マイナポータル

- ・政府が運営しているオンラインサービス。

【質問6： 回答】

- ・マイナカードと電子証明書（※）の有効期限

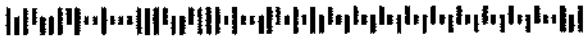
発行時年齢	マイナカードの有効期限	電子証明書の有効期限
18歳以上	発行日から10回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日
18歳未満	発行日から5回目の誕生日	発行日から5回目の誕生日

（※）電子証明書

- ・マイナカードには、2種類の電子証明書を格納することができる。
電子証明書は、マイナポータルのログインやコンビニ交付サービス等のほか、e-Taxを利用した確定申告など電子申請にも利用する。

国保 太郎 様

70歳未満



(お問合せ先)
〒430-8652
浜松市中央区元城町103番地の2
中央区役所内 保険年金課
053-457-2216

資格情報のお知らせ

交付者名 浜松市
保険者番号 225011 中央区

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号 番号	43335594 (枝番) 01
氏 名	国保 太郎
フリガナ	コクホ タロウ
適用開始年月日	令和 6年12月10日
交付年月日	令和 6年12月10日

70歳以上の方

負担割合	**
発効期日	*****

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます。
（このお知らせのみでは受診できません）

キリトリ線

資格情報のお知らせ
令和 6年12月10日 発
交付者名 浜松市
保険者番号 225011 中央区
記号 番号 43335594 (枝番) 01
コクホ タロウ
氏名 国保 太郎

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

総窓 テストジュウク 様

70歳以上



(お問合せ先)
〒435-8686
浜松市中央区流通元町20番3号
東行政センター内 保険年金担当
053-424-0183

資格情報のお知らせ

交付者名 浜松市
保険者番号 225011 中央区
有効期限 令和 7年 7月31日

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号 番号	43314198 (枝番) 03
氏 名	総窓 テストニジュウニ
フリガナ	ソウマド テストニジュウニ
適用開始年月日	令和 6年12月 2日
交付年月日	令和 6年12月 2日

70歳以上の方

負担割合	2割
発効期日	令和 6年12月 2日

※ 70歳以上の場合、負担割合のほか、発効期日を記載。（下部の切り取り箇所も同様）

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

キリトリ線

資格情報のお知らせ

令和 6年12月 2日 発行

交付者名 浜松市

保険者番号 225011 中央区

有効期限 令和 7年 7月31日

記号 番号 43314198 (枝番) 03

ソウマド テストニジュウニ

氏名 総窓 テストニジュウニ

負担割合 2割 発効期日 令和 6年12月 2日

受診の際にはマイナ保険証が合わせて必要です

総窓 デストジュウク 様分

435-0012
浜松市中央区安間町
123番地

総窓 デストジュウク 様

静岡県国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和 7年 7月31日

記号 番号 43314198 (枝番) 01

フリガナ デストジュウク
氏名 総窓 デストジュウク

生年月日 昭和48年1月21日 性 男

適用開始日 令和 6年12月 2日

交付年月日 令和 6年12月 2日

世帯主氏名 総窓 デストジュウク

住 所 浜松市中央区安間町123番地

係事務番号 225011

中央区 電話 053-424-0183

静岡県
浜松市
安間町

交付者名 浜松市

台紙から、ていねいにはがしてご使用ください。

注 意 事 項

- この証は、静岡県国民健康保険の加入者であることの証明書です。大切に扱ってください。
- 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、この証を窓口に提出してください。
- 診療を受けるときに支払う金額は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の3割です。ただし、義務教育就学前(6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)の場合は、保険診療の費用(入院時の食事療養に要する費用を除く。)の2割、70歳の誕生日の翌日(誕生日が1日の方は当月)から、被保険者証兼品受給者証に示す割合となります。
- 次の場合は、14日以内にこの証を添えて区役所または行政センター内の国保担当窓口に出してください。
 - (1) 国民健康保険の加入者資格がなくなったとき。(転出、他の健康保険に加入等)
 - (2) 住所・氏名・世帯主氏名等、この証の記載事項に変更があったとき。
 - (3) この証が破れたり、汚れたり、又は紛失したときは再交付を受けてください。(令和6年12月2日以降は資格確認書または資格情報のお知らせの交付になります。)
- 保険証裏面の臓器提供意思表示欄への記入は任意であり、記入を義務付けられていないものではございません。
- 有効期限を経過したときは、この証を使用することはできませんので、区役所または行政センター内の国保担当窓口にて更新の手続きをしてください。
- 交通事故など他人の行為が原因で、けがをしたり、病気になることがあったときは、区役所または行政センター内の国保担当窓口に届けてください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として罰せられます。

保険料について

保険料を納付しなければならぬ人を納付義務者といいますが、国民健康保険では国保に加入している、していないにかかわらず世帯主が納付義務者となりますので、世帯主に国保の加入者がいれば、世帯主が高額をもって納めていただくことになります。

保険料は一人一枚となりますが、保険料の算定および請求は世帯単位となります。

